

「三番瀬評価委員会」運営要領

(目的)

第1条 この要領は、「三番瀬再生会議」設置要綱第7条の規定に基づき、「三番瀬評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 評価委員会の委員は、別表に掲げる分野の専門的知識を有する者で、三番瀬再生会議の委員等により構成し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

(座長)

第3条 評価委員会に座長1名及び副座長2名以内を置く。

2 座長は、委員の中から知事が指名する。

3 副座長は、座長の指名により定める。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 評価委員会の結論は、委員の合意に基づき座長が判断する。

4 座長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。

5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

6 評価委員会内に、必要に応じて、テーマを限定した検討を行う小委員会を設置することができる。

7 会議は、公開するものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長が評価委員会に諮って定める。

附則

1 この要領は、平成18年5月19日から適用する。

2 要領第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月19日に委嘱した委員の任期は平成18年12月26日までとする。

別 表

構 成 分 野	定 数
1 海洋環境	1 2 名以内
2 鳥類	
3 都市計画	
4 環境アセスメント	
5 水環境	
6 底生生物	
7 水生生物	
8 海岸工学	
9 漁業	
1 0 景観	
1 1 環境教育	
1 2 河川環境	